

建築基準法第51条の規定による位置の制限

建築基準法第51条(抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(中略)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合 又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法第51条ただし書き許可が不要となる施設規模

■建築基準法施行令第130条の2の3(抜粋)

法第51条ただし書き(中略)の規定により政令で定める新築, 増築又は 用途変更の規模は, 次に定めるものとする。

第三号 工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の新築

	施設項目	許可が不要な規模
1	汚泥の脱水施設	30 ㎡/日以下
チ	廃プラスチック類の破砕施設	6 t/目以下
ヌ	木くず又はがれき類の破砕施設	100 t/日以下

申請施設の計画

汚泥の脱水施設 187.2㎡/日

廃プラスチック類の破砕施設 一次破砕機 49.0t/日 二次破砕機 103.2t/日

木くず類の破砕施設 一次破砕機 58.9t/日 二次破砕機 60.0t/日



申請概要等

【申請者】

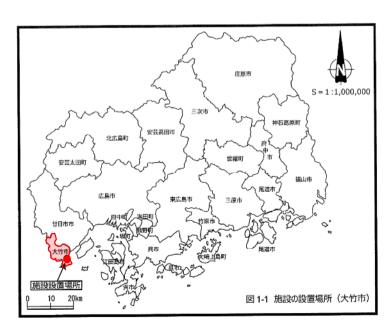
住 所: 大竹市東栄二丁目1-18

名 前: 日本製紙株式会社大竹工場

工場長 藤田 宏

【申請位置】

大竹市東栄二丁目1-18 の一部



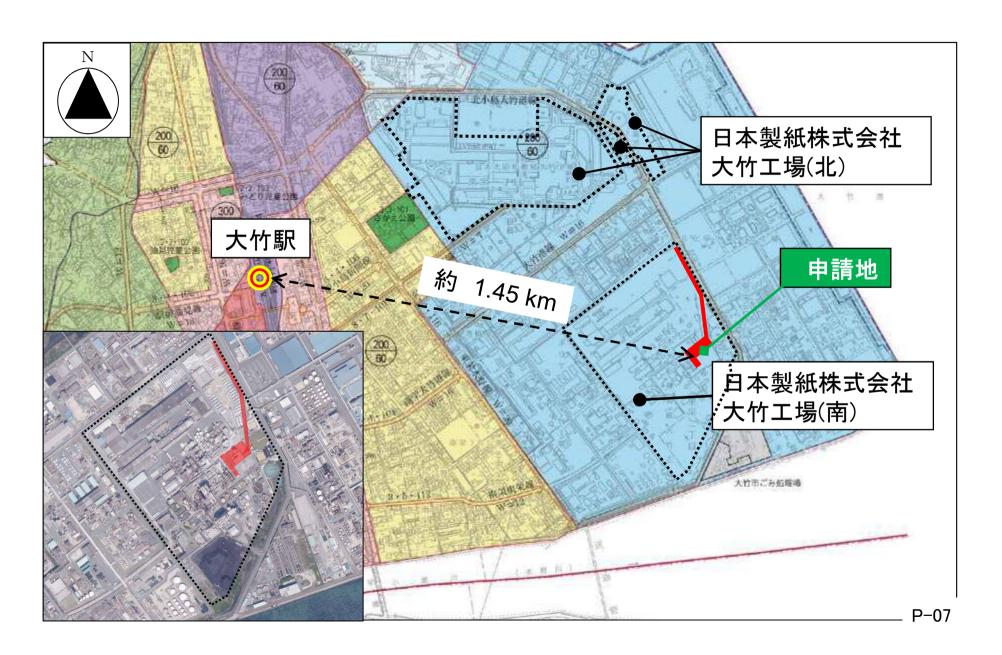
【申請概要】

(1)都市計画	市街化区域 工業専用地域	
(2)敷地面積	6,764.75m ²	
(3)建築物の概要		
建築面積	増築:466.00㎡、既存:977.27㎡	合計:1,443.27㎡
延べ面積	増築:466.00㎡、既存:977.27㎡	合計:1,443.27㎡
建築物の構造	鉄骨造、鉄骨造一部膜構造	
建築物の用途	破砕設備建屋、廃棄物置場	

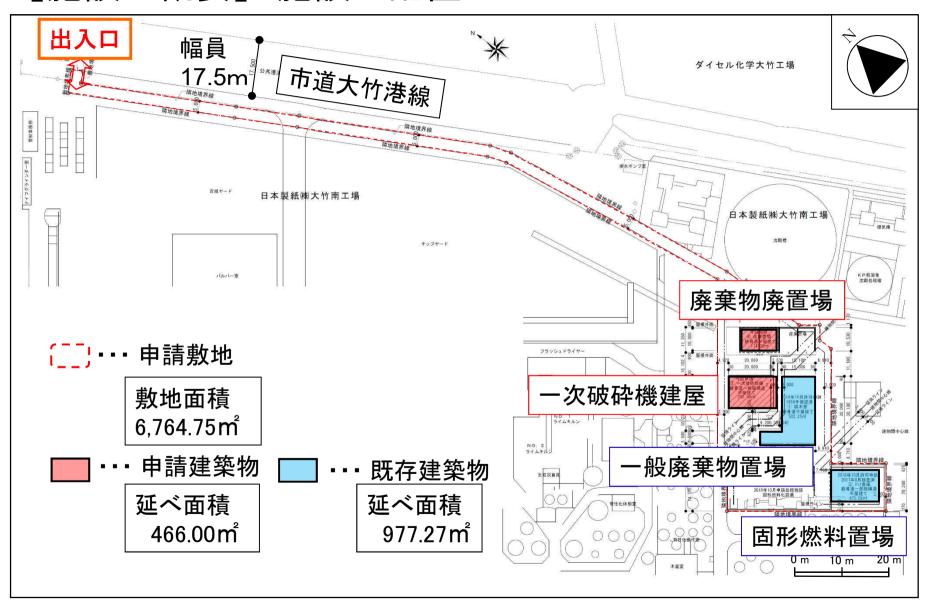
【施設の概要】(許可に係るものを赤字で示す)

用途	産業廃棄物処理施設	
施設の種類	破砕施設(中間処理)	
処理能力 •	〇 一次破砕機 (新設) 廃プラスチック類の破砕 49.0 t/日 木くずの破砕 58.9 t/日 紙くずの破砕 59.0 t/日 〇 二次破砕機 (既設) 第プラスチック類の破砕 廃プラスチック類の破砕 103.2 t/日	
処理品目	木くずの破砕 60.0 t/日 紙くずの破砕 60.8 t/日 7元の破砕 103.2 t/日 7元の脱水施設 187.2 m²/日 7元の脱水施設 365.81 m² (うち、建築物174.00 m²)	
作業時間	2 4 時間/日	P-

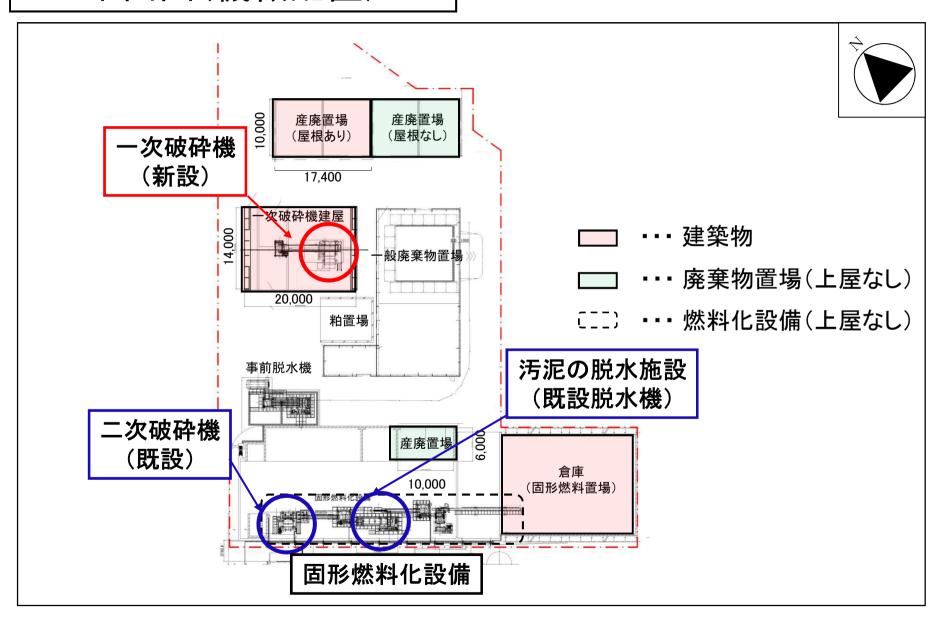
【施設の概要】施設の位置

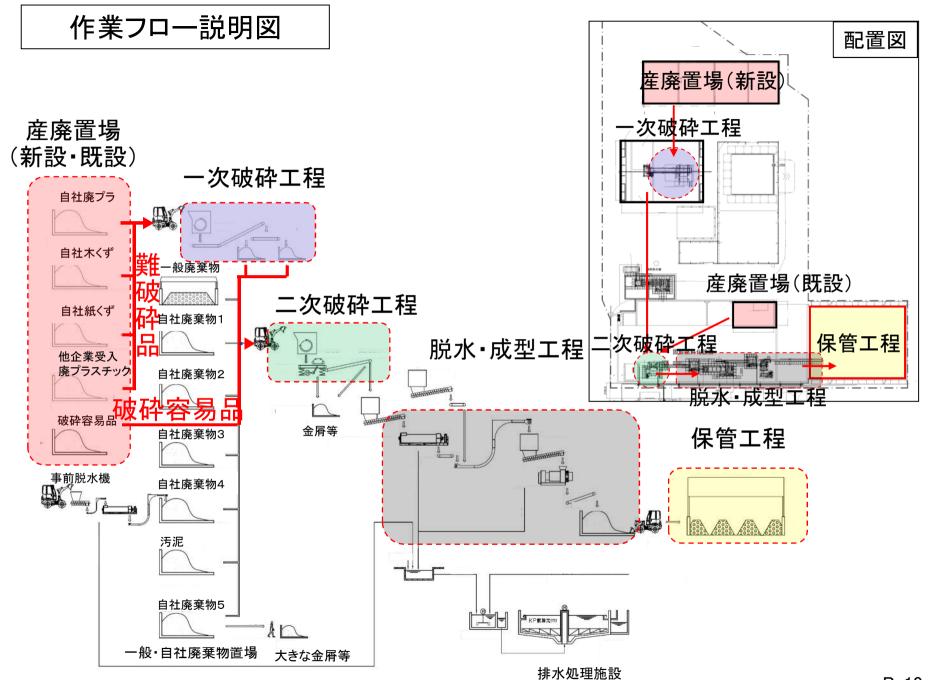


【施設の概要】施設の配置



平面図(機械配置)

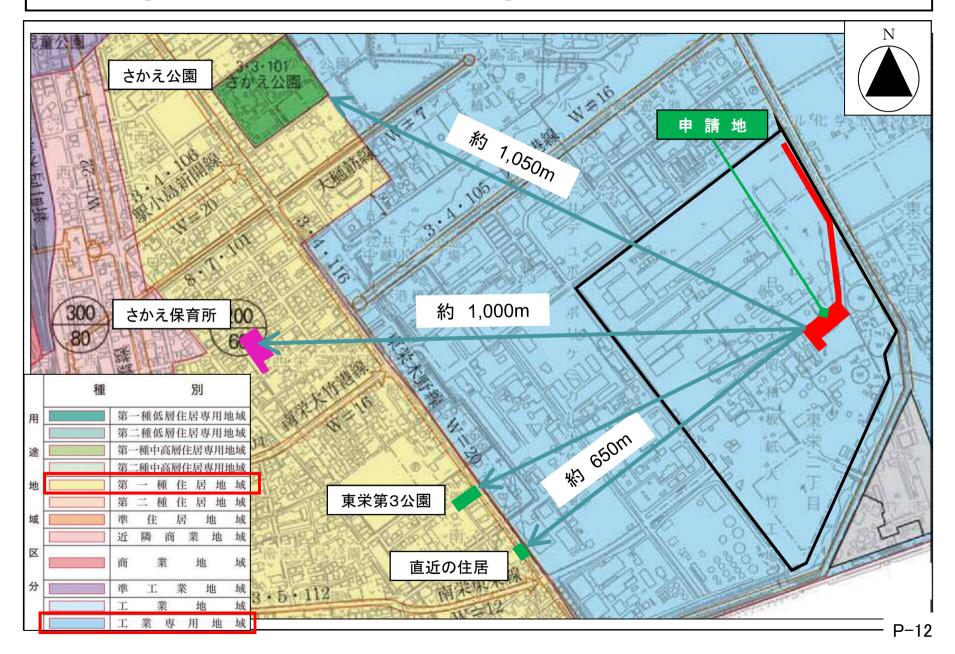




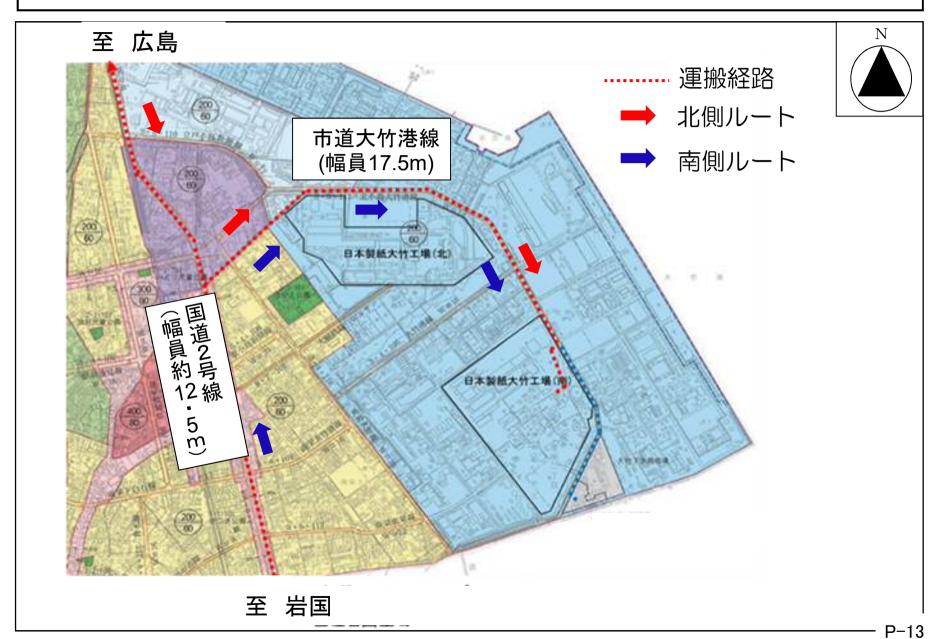
許可に係る審査事項及び評価

審査項目		審査内容
	1	準工業地域,工業地域及び工業専用地域に位置すること
①施設の位置	2	学校,病院,住宅地等及び公園から100m以上離れていること
	3	住居系の用途地域から100m以上離れていること
②道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること
少担的性 貝寸	2	搬入搬出経路
③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保
	2	水質汚濁, 大気汚染, 騒音, 振動及び悪臭の実態
4)その他	1	地域の理解
THE TONE	2	廃棄物処理法の許可

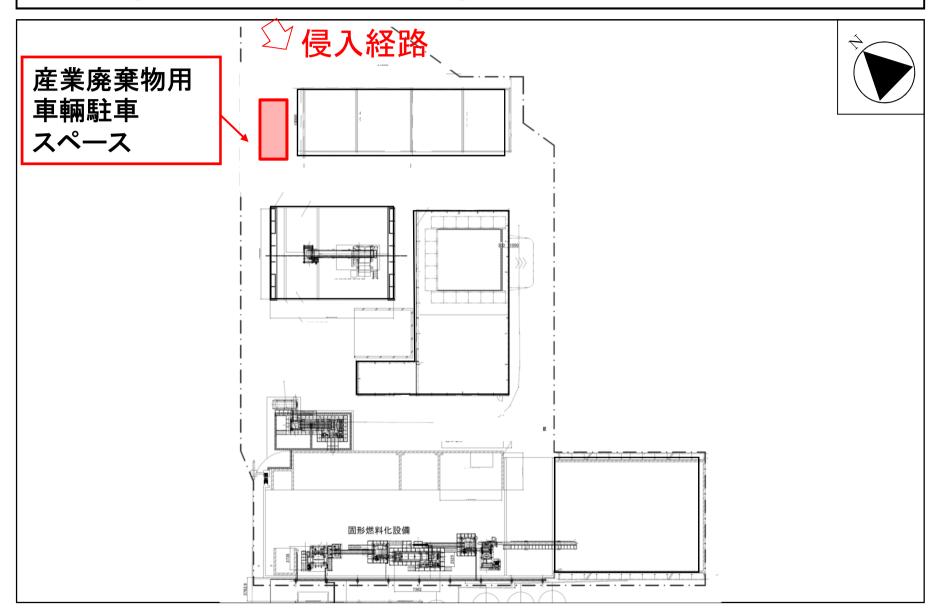
【審査①】施設の位置 (審査①-1, 2, 3)



【審查②】道路幅員等(審查②-1,2)



【審查③】施設計画(審查③-1)



環境保全対策 (審査③ -2)

生活環境影響調査を実施し、設備稼働後の予測を行なった結果、 環境基本法、及び条例で定める<u>大気環境(大気質、騒音、振動、悪臭)、</u>

及び水環境(水質)の基準を満足できることを確認。

◆ 騒音及び振動

項目	予測値	規 制 基 準
騒 音	54~57dB	昼間 70dB以下 朝·夕 70dB以下 夜間 60dB以下
振動	37~39dB	昼間 65dB以下 夜間 60dB以下



- ◆ 施設稼働時の<u>敷地内粉じん濃度は不快感の指数以下</u>である。
- ◆ 新たに処理する廃棄物に悪臭を発生する品目はない。
- ◆ 新たに受け入れる<u>産業廃棄物からの排水はなく</u>、 現状も放流水量・放流水質とも規制値を下回っている。

運搬車両の周辺交通への影響 (審査③-2)

◆ 一般国道2号線を走行し、大竹地区へ流出入する車両台数は約16,000台/12hである。本施設により増加する交通量は、最大約12台/日であり、大竹地区へ流出入する車両台数の約0.1%と小さいため、周辺の交通及び環境影響は小さい。



【審査4】その他

地域の理解 (審査4-1)

◆ 本申請に先立ち、令和4年3月24日に申請者が付近住民の 自治会役員の方々に既存設備の現場見学を実施しており、 この度の計画について説明した。 その後、内容について役員から住民に対し周知を図り了承を 得た。

廃棄物処理法の許可 (審査④-2)

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物 処理施設の設置許可申請について、申請済であり、許可の 見込あり。

許可に係る審査事項及び評価

審査項目		審査内容	審査結果	評価
	1	準工業地域,工業地域及び工業 専用地域に位置すること	工業専用地域	
の施設の位置	2	学校, 病院, 住宅地等及び公園から 100m以上離れていること	住居系(第一種住居地域) から約650m	支障なし
	3	住居系の用途地域から100m以上 離れていること	住宅地から約650m 公園から約650m	
②道路幅員等	1	幅員9mを有する道路に面すること	道路幅員17. 5m	支障
少但如阳只寸	2	搬入搬出経路	国道, 県道及び市道	なし
】 ③施設計画	1	機能に応じた駐車場の確保	待機車両等の駐車スペースの確保	支障
③	2	水質汚濁, 大気汚染, 騒音, 振動 及び悪臭の実態	環境影響調査の実態調査	なし
④その他	1 地域の理解	地域の理解	町内会長及び近隣事業者への説明	支障
	2	廃棄物処理法の許可	環境部局との協議 (許可の見込あり)	なし

ご清聴ありがとうございました